

公益財団法人日本学生航空連盟地区連絡会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟(以下、「学連」とする)の定款第39条に基づき、地区連絡会の設置並びにその組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 学連の会員である加盟校は、関東、東海、関西及び西部の各地区において地区連絡会を設置し、加盟校相互及び各地区間の連絡調整を図り、地区の意見を反映した学連の公益事業の推進に寄与する。

- 2 各地区連絡会の下に「地区航空部長会」、「地区運営委員会」及び「地区学生委員会」を置く。
- 3 学連は各地区相互間の連絡調整を図るために各地区選出の地区連絡会代表者を置く。

(地区連絡会協議会)

- 第3条 学連事務局長は各地区連絡会代表者を招集し、年1回、地区連絡会協議会を開催する。また、この会議は必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 地区連絡会協議会は各地区連絡会代表者、学連会長、専務理事、担当理事、事務局長及び事務局員が出席し、学連事務局長が議長を務める。
 - 3 地区連絡会協議会の会議結果は直近の理事会及び評議員会に報告するとともに検討課題に対処する。

(地区航空部長会)

- 第4条 「地区航空部長会」は各地区に於いて学連の加盟校である大学等を代表する航空部長により構成される。
- 2 この会議には必要に応じ地区運営委員会幹事長、地区学生委員会委員長が参加する。
 - 3 この会議は、滑空場運営に関する意見交換及び連絡調整を行う。
 - 4 第5条に規定する地区運営委員会に参加する代表に対して、地区運営の課題及び組織運営の指導を行う。
 - 5 地区航空部長会から、地区を代表する地区連絡会代表者を選出する。

(地区運営委員会)

- 第5条 「地区運営委員会」は地区連絡会代表者と加盟校監督者等により構成され、地区的運営に関する検討を行う。
- 2 この委員会には、必要に応じて地区的航空部長、地区学生委員会委員長及び地区滑空場運営組織代表が参加する。
 - 3 この委員会のまとめ役として、委員会で選出する地区運営委員会幹事長を置く。

- 4 この委員会の検討議題は以下の通りとする。
 - ① 教育訓練方針に関する本部・地区関連事項の伝達、計画及び調整に関すること
 - ② 安全管理、安全推進及び安全情報交換に関すること
 - ③ 地区競技会の実施に関すること
 - ④ 地区訓練所の運営費用と地区訓練所に係る特定資産の管理に関すること
 - ⑤ 全国大会開催に関する諸調整に関すること
 - ⑥ 地区での官庁申請事項の取りまとめに関すること
 - ⑦ 地区における広告協賛の獲得推進に関すること
 - ⑧ 滑空場運営に関する滑空場運営組織との調整に関すること
 - ⑨ 機関紙やホームページ等情報交換に関すること
 - ⑩ その他、地区運営に関すること
- 5 地区運営委員会の検討事項で特定資産の管理等、決議を必要とする時は、出席加盟校の過半数以上の同意をもって行う。
6. 地区運営委員会の決定に基づき具体的な作業を推進するため、専門部会を置くことができる。

(地区学生委員会)

- 第6条 「地区学生委員会」は地区の加盟各校学生委員により構成され、学連の業務及び運営に関する検討課題に対処する。
- 2 この委員会には、必要に応じて地区運営委員会及び滑空場運営組織メンバーが参加する。
 - 3 この委員会のまとめ役として、委員会で選出する地区学生委員会委員長を置く。
 - 4 地区学生委員会の検討議題は以下の通りとする。
 - ① 滑空場利用予定及び指定養成地区計画の調整に関すること
 - ② 共用機材の管理及び利用予定調整に関すること
 - ③ 安全推進及び安全情報交換に関すること
 - ④ 機関紙（方向舵）原稿収集及び編集参画に関すること
 - ⑤ ホームページに関する感想及び記事の提供に関すること
 - ⑥ 各校地区学生委員及び地区運営委員会並びに滑空場運営組織との間の情報交換に関すること
 - ⑦ その他、地区運営に関すること

(中央学生委員連絡会)

- 第7条 中央学生委員連絡会は、法人の事業に参加協力し、各地区間の連絡をはかる。必有るときは理事会へ出席し意見を述べる事ができる。
- 2 連絡会は原則各地区学生役員 3 名以内の委員によって組織し、開催地区的学生委員長が、開催時の連絡会を代表する。
 - 3 連絡会は原則毎年 2 回開催する。

(費用)

第8条 地区連絡会に要する会議費用は、事前に学連事務局に所定の申請用紙に基づき申請し、事務局長の承認及び決済を得たものについて実費を学連が負担する。

2 学連が招集した会議に出席するための往復の交通費は、学連の旅費規程に基づき支給する。

附 則

この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟の登記の日から施行する。

この規程は、2012年11月17日改定施行する。

この規程は、2013年3月23日改定施行する。

この規程は、2024年5月25日改定施行する。